

原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車または再登録をお考えの方へ、必ずお読みください。

軽自動車税（種別割）は、車両を所有していることに対して課税される税金のため、道路を走行していない車両やナンバープレートの交付を受けていない車両であっても制度上、課税対象となります。また、しばらく乗れない（乗らない）といった理由で一時的に廃車手続きをすることができません。

車両が手元から離れ、所有していない状態になってから、廃車申告の手続きが可能になります。

廃車が認められない場合の例

- ・しばらく公道を走る予定がないため廃車手続きをしたが、車体はそのまま所有し続けていた。
- ・故障して使用できない状態だったため廃車手続きをしたが、修理ができたので再登録することにした。
- ・友人に譲るつもりで廃車手続きしたが、思い直してもう一度登録して使用することにした。

上記の場合を含め、同一名義人（または同居の家族の名義）による車両の一時的な廃車は認められません。

すでにナンバープレートを返却した場合は、廃車年月日まで遡って再登録し、一時的に廃車していた期間中の軽自動車税（種別割）を課税いたします。

なお、軽自動車税（種別割）には、月割課税制度がないため、その年度分の税金が発生することになります。

また、軽自動車税（種別割）の課税を逃れるために、原動機付自転車等を所有しているにもかかわらず廃車手続きをした場合、地方税法第463条の22の規定により **100万円以下の罰金刑**が科される場合がありますのでご注意ください。

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話番号：023-641-1212（代表）

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車の標識交付、廃車等の受付について
市民生活部市民課 住居表示係 1階5番窓口 内線344
- ・軽自動車税（種別割）について
財政部市民税課 諸税係 2階21番窓口 内線311

関連法令等（抜粋）

地方税法

（軽自動車税の納税義務者）

第四百四十三条 軽自動車税は、（中略）当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、（中略）当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

（種別割に係る虚偽の申告等に関する罪）

第四百六十三条の二十 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（種別割の脱税に関する罪）

第四百六十三条の二十二 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

山形市市税条例

（種別割に関する申告又は報告）

第 73 条（前略）

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から 30 日以内に、（中略）原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第 75 条

新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し、第 73 条第 1 項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。以下次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

5 第 1 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、市長に対し、第 73 条第 3 項の申告書を提出する際、当該申告書を添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。